

令和6年度第1回幕別町防災会議 次第

日 時：令和7年3月24日（月）14時00分から

場 所：幕別町役場3階ABC会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 議案 第1号 幕別町地域防災計画の修正について

資料(1)－1 幕別町地域防災計画（本編）新旧対照表

資料(1)－2 幕別町地域防災計画（地震・津波編）新旧対照表

(2) 議案 第2号 幕別町水防計画の修正について

資料(2) 幕別町水防計画新旧対照表

4 その他

5 閉 会

幕別町地域防災計画の修正について

1 本編の修正について

【 第4章 災害予防計画 】

◆第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成など男女共同参画の取組を進めるよう記載

◆第4節 相互応援（受援）体制整備計画

- ・被災地に派遣される職員が現地において自活できるよう、必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるよう記載
- ・他の市町村に対する応援が迅速に行えるよう、応援職員の宿泊場所等として活用可能な施設や空き地のリスト化に努めるよう記載
- ・災害ボランティアセンターの運営者や設置予定場所、運営に係る費用負担等の明確化に努める旨を記載

◆第6節 避難体制整備計画

- ・広域避難等が円滑に実施できるよう、避難先との連携協定や避難者への周知方法等の基本となる対応手順等の整備を図るよう記載
- ・避難所における冷房の確保に留意する旨、また、被災者の多様なニーズに配慮し、避難所における生活環境の整備を図るよう記載

◆第7節 要配慮者対策計画

- ・個別避難計画の作成に当たり、積雪寒冷等の課題に留意する旨や必要に応じて更新するとともに適切な管理に努める旨を記載
- ・支援物資の入手方法や広域避難の案内等、外国人に対する広報の充実に努めるよう記載

【 第5章 災害応急対策計画 】

◆第1節 災害情報収集及び伝達計画

町及び防災関係機関は、それぞれが無人航空機（ドローン）やSAR衛星、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるよう記載

◆第5節 避難対策計画

- ・避難所内を良好な生活環境にするために、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置に努めるよう記載

- ・簡易トイレやトイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう記載
- ・在宅避難等の支援拠点が設置された際、必要な物資や被災者支援に係る情報を拠点の利用者に対して提供するよう記載

◆第 35 節 災害応急金融計画

被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術の活用を検討する旨を記載

2 地震・津波防災計画編の修正について

【 第1章 総則 】

◆第7節 幕別町における地震の想定

町内で起こり得る主要な活断層や海溝型地震における地震発生率等の長期評価の変更を反映

【 第2章 災害予防計画 】

◆第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成など男女共同参画の取組を進めるよう記載

◆第6節 相互応援（受援）体制整備計画

- ・被災地に派遣される職員が現地において自活できるよう、必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるよう記載
- ・他の市町村に対する応援が迅速に行えるよう、応援職員の宿泊場所等として活用可能な施設や空き地のリスト化に努めるよう記載
- ・災害ボランティアセンターの運営者や設置予定場所、運営に係る費用負担等の明確化に努める旨を記載

◆第8節 避難体制整備計画

- ・広域避難等が円滑に実施できるよう、避難先との連携協定や避難者への周知方法等の基本となる対応手順等の整備を図るよう記載
- ・避難所における冷房の確保に留意する旨、また、被災者の多様なニーズに配慮し、避難所における生活環境の整備を図るよう記載

◆第9節 要配慮者対策計画

- ・個別避難計画の作成に当たり、積雪寒冷等の課題に留意する旨や必要に応じて更新するとともに適切な管理に努める旨を記載
- ・支援物資の入手方法や広域避難の案内等、外国人に対する広報の充実に努めるよう記載

◆第16節 積雪・寒冷対策計画

- ・避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するために、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置に努めるよう記載（第3章 第5節にも同様に記載）

【 第 3 章 災害応急対策計画 】

◆第 2 節 地震・津波情報伝達計画

緊急地震速報の発表基準の変更を反映（長周期地震動階級 3 以上を予想した場合を追加）

◆第 5 節 避難対策計画

- ・避難所内を良好な生活環境にするために、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置に努めるよう記載
- ・簡易トイレやトイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう記載
- ・在宅避難等の支援拠点が設置された際、必要な物資や被災者支援に係る情報を拠点の利用者に対して提供するよう記載

◆第 32 節 災害救助法の適用と実施

災害救助法が適用された市町村に対し、北海道が実施する救助の種類や主な対象者、実施者区分について一覧を修正

【 第 4 章 災害復旧計画 】

◆第 3 節 災害応急金融計画

被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術の活用を検討する旨を記載

本編 差替版		幕別町地域防災計画（本編）新旧対照表		令和６年度第１回幕別町防災会議 資料(1)－１	
頁	現 行（令和５年１２月）	改 正 案	備 考		
	第１章 総 則	第１章 総 則			
1-1-1	第１節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「基本法」という。）第４２条及び幕別町防災会議条例（昭和３８年条例第２号）第２条第１号の規定に基づき、幕別町防災会議が作成する計画であり、本町における災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。 （略） なお、本計画は「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の主にゴール１、１１、１３、１７の達成に資するものである。 	第１節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「基本法」という。）第４２条及び幕別町防災会議条例（昭和３８年条例第２号）第２条第１号の規定に基づき、幕別町防災会議が作成する計画であり、本町における災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民をはじめ観光客や外国人等、 本町に滞在するあらゆる人々 の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。 （略） なお、本計画は「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の主にゴール１、 <u>２、３、５、６、７、９、１１、１３、<u>１５、</u>１７</u> の達成に資するものである。 	北海道地域防災計画の修正に伴う修正		
	第２節 略	第２節 略			
	第３節 計画の効果的促進 （略）	第３節 計画の効果的促進 （略）			
1-3-1	<u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、</u> 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u> <				

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考																								
1-6-3	6 指定公共機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>事務または業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>東日本電信電話(株) 北海道東支店 (㈱NTT東日本北海道 -北海道東支店)</td><td>(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること</u> (新設)</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社帯広支店</td><td>(1) <u>電気通信施設の維持、補修に関すること</u> (2) <u>災害時における通信の確保及びに修繕を行うこと</u> (3) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 7～8 略	機 関 名	事務または業務の大綱	（略）		東日本電信電話(株) 北海道東支店 (㈱NTT東日本北海道 -北海道東支店)	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること</u> (新設)	（略）		㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社帯広支店	(1) <u>電気通信施設の維持、補修に関すること</u> (2) <u>災害時における通信の確保及びに修繕を行うこと</u> (3) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること</u>	（略）		6 指定公共機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>事務または業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>東日本電信電話(株) 北海道東支店 (㈱NTT東日本北海道 -北海道東支店)</td><td>(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社帯広支店</td><td>(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 7～8 略	機 関 名	事務または業務の大綱	（略）		東日本電信電話(株) 北海道東支店 (㈱NTT東日本北海道 -北海道東支店)	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	（略）		㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社帯広支店	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	（略）		北海道地域防災計画の修正に伴う修正
機 関 名	事務または業務の大綱																										
（略）																											
東日本電信電話(株) 北海道東支店 (㈱NTT東日本北海道 -北海道東支店)	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること</u> (新設)																										
（略）																											
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社帯広支店	(1) <u>電気通信施設の維持、補修に関すること</u> (2) <u>災害時における通信の確保及びに修繕を行うこと</u> (3) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること</u>																										
（略）																											
機 関 名	事務または業務の大綱																										
（略）																											
東日本電信電話(株) 北海道東支店 (㈱NTT東日本北海道 -北海道東支店)	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>																										
（略）																											
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社帯広支店	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>																										
（略）																											
1-7-1	第7節 住民及び事業者の基本的責務 （略） 1 住民の責務 （略） (1) 平常時の備え ア～ク 略 （新設） (2) 災害時の対策 ア～カ 略 （新設） 2～3 略 4 町民運動の展開	第7節 住民及び事業者の基本的責務 （略） 1 住民の責務 （略） (1) 平常時の備え ア～ク 略 <u>ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u> (2) 災害時の対策 ア～カ 略 <u>キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u> 2～3 略 4 町民運動の展開	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																								
1-7-3	災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践																										

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
3-3-2	第3章 防災組織	第3章 防災組織	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	第1節～第2節 略	第1節～第2節 略	
	第3節 気象業務に関する計画 略 1 略 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報略 (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 ア 種類及び発表基準 (7)気象等に関する特別警報（発表基準は、資料編2－2 特別警報発表基準参照） 予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。	第3節 気象業務に関する計画 略 1 略 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報略 (1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 ア 種類及び発表基準 (7)気象等に関する特別警報（発表基準は、資料編2－2 特別警報発表基準参照） 予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される（一部の市町村は分割）。	
3-3-3			北海道地域防災計画の修正に伴う修正
3-3-3			北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行 （令和5年12月）			改 正 案			備 考
3-3-4		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</u>	
		雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、 <u>降ひょう</u> といった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による <u>人や建物への被害により</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
		乾燥注意報	略		乾燥注意報	略	
		なだれ注意報	なだれにより <u>災害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		なだれ注意報	なだれによる <u>災害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>	
		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線への被害が起こるおそれがある</u> ときに発表される。		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのある</u> ときに発表される。	
		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>通信線や送電線への被害が起こるおそれがある</u> ときに発表される。		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのある</u> ときに発表される。	
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水害、土砂災害等の災害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。		融雪注意報		

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考																							
	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表<u>する</u>情報。 エ 略 オ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表<u>する</u>。 カ 略 (3) 略 (4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> (5)～(6) 略 3 略 4 異常現象を発見した者の措置等 (1)～(2) 略 (3) 町長の通報(基本法第 54 条第 4 項) <table><tr><th>あて先官署名</th><th>電話番号</th><th>地 域</th></tr><tr><td>帯広測候所 帯広市東 4 条南 9 丁目 2－1</td><td>帯広 (0155) <u>24-4555</u> <u>25-5334</u></td><td>十勝総合振興局地域管内</td></tr></table> 略 別表 3-3-2 関係機関等の連絡先一覧 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>帯広測候所</td><td>帯広市東4条南9丁目</td><td><u>0155-24-4555</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 略 第 4 章 災害予防計画 略 第 1 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 1 略 2 配慮すべき事項 (1) 略	種 類	概 要	土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	略	略		あて先官署名	電話番号	地 域	帯広測候所 帯広市東 4 条南 9 丁目 2－1	帯広 (0155) <u>24-4555</u> <u>25-5334</u>	十勝総合振興局地域管内	名 称	所 在 地	電話番号	略			帯広測候所	帯広市東4条南9丁目	<u>0155-24-4555</u>	略			北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表<u>される</u>情報。 エ 略 オ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表<u>される</u>情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表<u>される</u>。 カ 略 (3) 略 (4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキ
種 類	概 要																									
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	略																									
略																										
あて先官署名	電話番号	地 域																								
帯広測候所 帯広市東 4 条南 9 丁目 2－1	帯広 (0155) <u>24-4555</u> <u>25-5334</u>	十勝総合振興局地域管内																								
名 称	所 在 地	電話番号																								
略																										
帯広測候所	帯広市東4条南9丁目	<u>0155-24-4555</u>																								
略																										

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
4-1-2	（2） 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	（2） 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	第2節 防災訓練計画 略 1 略 2 訓練の種別 略 （新設） (9) その他災害に関する訓練	第2節 防災訓練計画 略 1 略 2 訓練の種別 略 （9） <u>応援・受援訓練</u> (10) その他災害に関する訓練	
4-2-1	3 防災会議が主唱する訓練 （1） 防災総合訓練 <u>災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的立体的に実施する。</u> （2）～（3） 略 4～6 略	3 防災会議が主唱する訓練 （1） 防災総合訓練 <u>地震・津波災害、風水害、雪害等を想定した応急対策活動を中心に総合的立体的に実施する。</u> （2）～（3） 略 4～6 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 略 1 備蓄の基本方針 （1）～（7） 略 （新設） （新設）	第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 略 1 備蓄の基本方針 （1）～（7） 略 <u>（8）アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u> <u>（9）厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-3-1	2 略 3 備蓄倉庫等の整備 （1）～（3） 略 （新設）	2 略 3 備蓄倉庫等の整備 （1）～（3） 略 <u>（4）備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定</u>	

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
4-4-2	2 相互応援（受援）体制の整備 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。 (2)～(4) 略 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1)～(4) 略 (新設)	2 相互応援（受援）体制の整備 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速に行えるよう、 <u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、</u> 日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。 (2)～(4) 略 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1)～(4) 略 (5) <u>町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-5-3	第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 略 1～5 略 6 組織の活動 (1) 略 (2) 平常時の活動 ア 略 イ 防災訓練の実施 略 (新設) (エ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。 (オ) 図上訓練 町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。 ウ～エ 略 (3)～(4) 略	第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 略 1～5 略 6 組織の活動 (1) 略 (2) 平常時の活動 ア 略 イ 防災訓練の実施 略 (エ) <u>避難所開設・運営訓練</u> <u>指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u> (オ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。 (カ) 図上訓練 町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。 ウ～エ 略 (3)～(4) 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-6-1	第6節 避難体制整備計画 略 1 避難誘導体制の構築 (1)～(6) 略		

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
4-6-3	おける防災訓練の実施等に努めるものとする。 （新設） （新設） 2 略 3 避難所の確保等 （1） 略 （2） 略 ア～ウ 略 <u>（新設）</u> （3）～（7） 略 （新設） （新設）	おける防災訓練の実施等に努めるものとする。 <u>（9） 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u> <u>（10） 道と町は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u> 2 略 3 避難所の確保等 （1） 略 （2） 略 ア～ウ 略 <u>エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。</u> （3）～（7） 略 <u>（8） 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>（9） 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> <u>（10） 指定避難所は、次のとおり区分する。また、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。</u> 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	（8） 指定避難所は、次のとおり区分する。また、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。 略 4 避難計画の策定等 （1） 略 （2） 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 （3） 町の避難計画 町の避難計画は、次の事項に留意して作成		

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
4-6-6	ウ～エ 略 オ 指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 （ア）～（ウ） 略 （エ） 暖房及び発電機用燃料の確保 （オ） 略 （新設） カ～ク 略 （新設）	ウ～エ 略 オ 指定避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項 （ア）～（ウ） 略 （エ） 冷暖房及び発電機用燃料の確保 （オ） 略 （カ） <u>上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u> カ～ク 略 （4） <u>避難所運営</u> <u>避難所運営において、町は、マニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u>	
	5 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障が生じることが想定される。 このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。</u><u>なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</u> また、避難者台帳（名簿）を<u>速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u>	5 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、<u>道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障が生じることが想定される。</u> このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。</u><u>システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。</u> また、避難者台帳（名簿）を<u>デジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-7-1	6～7 略 第7節 要配慮者対策計画 略 1 要配慮者への対策 町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、<u>消防団及び自主防災組織等の防災関係機関並びに社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援に努めるものとする。</u>	6～7 略 第7	

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
		<u>して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</u> <u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u>	
	イ 避難関係者への事前の個別避難計画の提供 （略）	イ 避難関係者への事前の個別避難計画の提供 （略） <u>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</u> <u>その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u>	
	ウ 略 3～5 略 6 外国人に対する対策 略 （1） 多言語による広報の充実 （2） 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 （3）～（4） 略 7～8 略	ウ 略 3～5 略 6 外国人に対する対策 略 （1） <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実</u> （2） 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 <u>及びピクトグラム化</u> （3）～（4） 略 7～8 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
4-7-7	第8節 平時の情報収集・伝達体制整備計画 略 1 略 2 町及び防災関係機関 （1） 略 （2） 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。	第8節 平時の情報収集・伝達体制整備計画 略 1 略 2 町及び防災関係機関 （1） 略 （2） 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、 <u>非常用電源の確保</u> に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、 <u>衛星インターネット</u> 等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。	
4-8-1	（3） 略 3 略 第9節～第10節 略 第11節 水害予防計画 略 1～8 略 9 報告 （1）～（2） 略	（3） 略 3 略 第9節～第10節 略 第11節 水害予防計画 略 1～8 略 9 報告 （1）～（2） 略	北海道地域防災

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考													
5-1-1	略 1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集・相互に交換するものとする。 道は、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、情報収集のため被災地に職員を派遣するなど、必要な措置を講じるものとする。	略 1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集・相互に交換するものとする。<u>その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</u> <u>また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。</u> 道は、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、情報収集のため被災地に職員を派遣するなど、必要な措置を講じるものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正													
5-1-2	2～4 略 5 情報の分析整理 略 ○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先 【通常時の報告先】 <table><tr><td>時間帯</td><td>平日（9:30～18：15）</td><td>平日（左記時間帯以外）・休日</td></tr><tr><td>報告先</td><td>消防庁応急対策室</td><td>消防庁宿直室 （防庁防災・危機管理センター内）</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>地域衛星通信ネットワーク （北海道総合行政情報ネットワーク）</td><td>衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-<u>43423</u> FAX 048-500-90-49033</td><td>衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036</td></tr></table> 6～7 略 第2節 災害通信計画 略 1 略 2 （全削除） 3 専用通信設備 略 4 関係機関の公衆通信設備以外の通信 略 5 通信途絶時等における措置 略 第2節～第4節 略 第5節 避難対策計画 略	時間帯	平日（9:30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （防庁防災・危機管理センター内）	略			地域衛星通信ネットワーク （北海道総合行政情報ネットワーク）	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90- <u>43423</u> FAX 048-500-90-49033	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036	2～4 略 5 情報の分析整理 略 ○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先 【通常時の報告先】 <table><tr><td>時間帯</td><td>平日（9:3</td></tr></table>	時間帯	平日（9:3
時間帯	平日（9:30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日														
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （防庁防災・危機管理センター内）														
略																
地域衛星通信ネットワーク （北海道総合行政情報ネットワーク）	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90- <u>43423</u> FAX 048-500-90-49033	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036														
時間帯	平日（9:3															

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
5-5-11	カ～ケ 略 （新設）	カ～ケ 略 <u>コ 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。</u>	
5-5-13	コ 略 サ 略 シ 略 ス 略 セ 略 ソ 略 タ 略 (3)～(4) 略 9 略 10 広域避難 略 (1)～(3) 略 (4) 関係機関の連携 町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。	サ 略 シ 略 ス 略 セ 略 ソ 略 タ 略 チ 略 (3)～(4) 略 9 略 10 広域避難 略 (1)～(3) 略 (4) 関係機関の連携 町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>エ 広域避難についての被災者の意向の把握</u> <u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>キ 広域避難先での継続的な支援</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-5-14	11 広域一時滞在 (1) 道内における広域一時滞在 ア～カ 略 （新設）	11 広域一時滞在 (1) 道内における広域一時滞在 ア～カ 略 <u>キ 知事は、上記アに基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからカにより協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-5-15	キ 略 (2)～(3) 略 （新設）	ク 略 (2)～(3	

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
5-8-1	第6節～第7節 略 第8節 交通応急対策計画 略 1 略 2 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。	<u>(イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>(ウ) バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>(エ) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握</u> <u>(オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>(カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>(キ) 広域一時滞在先での継続的な支援</u> 第6節～第7節 略 第8節 交通応急対策計画 略 1 略 2 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 <u>道路啓開については、十勝地方道路啓開計画【初版】（令和5年3月 十勝地方道路防災連絡協議会）に基づき実施する。</u> <u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-8-4	(1)～(6) 略 3 略 4 緊急輸送のための交通規制 略 (1) 略 (2) 緊急通行車両の確認手続き ア～エ 略 オ <u>事前届出制度</u>の普及等 <u>道、町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする</u>など、その普及を図るものとする。	(1)～(6) 略 3 略 4 緊急輸送のための交通規制 略 (1) 略 (2) 緊急通行車両の確認手続き ア～エ 略 オ <u>発災前確認手続</u>の普及等 <u>道、町及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行う</u>など、その普及を図るものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-11-1	(3)～(4) 略 5 略 第9節～第10節 略 第11節 給水計画 略 1 実施責任 略 (1)～(2) 略 (3) 生活用水の確保	(3)～(4) 略 5 略 第9節～第10節 略</	

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
5-11-3	災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。	災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。	災害計画の修正に伴う修正
	(4) 略 (新設)	なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。	
5-14-1	2～6 略	(4) 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	7 応援の要請 町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。	(5) 協定による給水 災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。	
5-22-1	第12～13節 略	2～6 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	第14節 石油類燃料供給計画 略	7 応援の要請 町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。	
	1～2 略 (新設)	第12～13節 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	第15～21節 略	第14節 石油類燃料供給計画 略	
	第22節 住宅対策計画 略	1～2 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	1～3 略	3 緊急車両等への優先給油の実施 発災後に中核ＳＳにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。	
5-22-1	4 応急仮設住宅 (新設)	・緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両 ・規制除外車両事前届出済証を提示した車両 ・道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車 ・自衛隊車両 ・優先給油対象車両証明書を提示した車両 ・その他、知事が必要と認めた車両	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
5-22-2	<u>原則として、建設型応急住宅の設置は知事が行う。</u> (4) 建設戸数 町長の要請に基づき、知事は戸数を決定する。 (5) <u>建設予定場所</u> 原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地または私有地とする。 道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 (6) <u>規模、構造、存続期間及び費用</u> ア 建設型応急住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による6連戸以下の連続建てもしくは共同建てとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は1戸建て、または木造住宅により実施する。 イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事完了後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。 ウ 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。 (7)～(8) 略 5～10 略 第23～29節 略 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画 略 1～3 略 4 派遣活動 (1)～(9) 略 (10) 炊飯及び給水支援 略 (11)～(15) 略 5～8 略	(4) 建設戸数 町長の要請に基づき、知事は戸数を決定する。 (5) <u>建設型応急住宅の建設地、構造等</u> ・<u>原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地または私有地とする。</u> ・<u>道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</u> ・<u>建設型応急住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による6連戸以下の連続建てもしくは共同建てとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は1戸建て、または木造住宅により実施する。</u> ・<u>応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事完了後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。</u> (6) <u>費用</u> 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。 (7)～(8) 略 5～10 略 第23～29節 略 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画 略 1～3 略 4 派遣活動 (1)～(9) 略 (10) <u>給食、給水及び入浴支援</u> 略 (11)～(15) 略 5～8 略	
5-30-3	第31節 広域応援計画 大規模災害が発生		

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
5-31-3	1 ～ 3 略 （新設）	る。 1 ～ 3 略 <u>4 防災関係機関の活動拠点等</u> 防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や町、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-33-1	第 32 節 略 第 33 節 防災ボランティアとの連携計画 略 1 略 2 ボランティアの受入れ （略） また、ボランティアの受入れに当たっては、<u>高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション</u>等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。	第 32 節 略 第 33 節 防災ボランティアとの連携計画 略 1 略 2 ボランティアの受入れ （略） また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
5-35-1	3 ～ 4 略 第 34 節 略 第 35 節 災害応急金融計画 略 1 実施計画 (1) ～ (4) 略 (5) 被災者生活再建支援金 略 <u>また、</u>町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。 （新規）	3 ～ 4 略 第 34 節 略 第 35 節 災害応急金融計画 略 1 実施計画 (1) ～ (4) 略 (5) 被災者生活再建支援金 略 <u>ア り災証明書</u> 町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。 <u>なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真を活用するなど、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> <u>イ 被災者台帳</u> 町は、<u>被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> <u>なお、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を内部で活用できることとする。</u> <u>また、被災者が自らに</u>	

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
7-1-2	2～3 略 第36節 略 第6章 略 第7章 事故災害対策計画 第1節 航空災害対策計画 略 1 略 2 災害応急対策 (1) 情報通信 ア 情報通信連絡系統 ① 略 ② 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動） 注） 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる イ 略 (2)～(12) 略 第2節～第5節 略 第6節 林野火災災害対策計画 略 1 災害予防 (1) 実施事項 ア～ウ 略 エ J R及びバス等運送業者 J R及びバス等運送業者は、<u>平常時から、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防</u>	<u>したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> 2～3 略 第36節 略 第6章 略 第7章 事故災害対策計画 第1節 航空災害対策計画 略 1 略 2 災害応急対策 (1) 情報通信 ア 情報通信連絡系統 ① 略 ② 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動） 注） 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる イ 略 (2)～(12) 略 第2節～第5節 略	

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
	<u>止するため、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項に協力する。</u> (2)～(3) 略 2 略 第7節 略 第8章 略	より路線火災の防止に努めるとともに、次の事項に協力する。 (2)～(3) 略 2 略 第7節 略 第8章 略	に伴う修正

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考																				
1-4-6	(7)～(8) 略 2 住民及び事業者の基本的責務 略 (1) 住民の責務 ア 平常時の備え (ア)～(カ) 略 (新設) イ 災害時の対策 (ア)～(カ) 略 (新設)	(7)～(8) 略 2 住民及び事業者の基本的責務 略 (1) 住民の責務 ア 平常時の備え (ア)～(カ) 略 <u>(カ) SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u> イ 災害時の対策 (ア)～(カ) 略 <u>(キ) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																				
1-4-8	(2)～(3) 略 (4) 町民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。	(2)～(3) 略 (4) 町民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、<u>火山防災の日</u>、<u>防災とボランティアの日</u>、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。																					
1-7-5	第5節～第6節 略 第7節 幕別町における地震の想定 1 略 (1)～(3) 略 表1－7－2 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価 【活断層】 <table><tr><th rowspan="2">主要断層帯名</th><th rowspan="3">地震規模 (マグニチュード)</th><th colspan="3">地震発生確率</th><th rowspan="3">平均活動間隔</th><th rowspan="3">最新活動時期</th></tr><tr><th>30年以内</th><th>50年以内</th><th>100年以内</th></tr><tr><td colspan="7">略</td></tr><tr><td>石狩低地東縁断層帯（主部）</td><td>7.9程度</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0% ～<u>0.002</u></td></tr></table>	主要断層帯名		地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	略							石狩低地東縁断層帯（主部）	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%
主要断層帯名	地震規模 (マグニチュード)		地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期																
		30年以内	50年以内		100年以内																		
略																							
石狩低地東縁断層帯（主部）	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0% ～ <u>0.002</u>																			

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
2-7-3	6 組織の活動 (1) 略 (2) 平常時の活動 ア 略 イ 防災訓練の実施 (ア)～(ウ) 略 (新設) (エ) 略 (オ) 略 ウ～エ 略 (3)～(4) 略	6 組織の活動 (1) 略 (2) 平常時の活動 ア 略 イ 防災訓練の実施 (ア)～(ウ) 略 <u>(エ) 避難所開設・運営訓練</u> <u>指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u> (オ) 略 (カ) 略 ウ～エ 略 (3)～(4) 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-8-1	第8節 避難体制整備計画 略 1 避難誘導体制の構築 (1)～(6) 略 (新設) (7) 略 (新設) (新設)	第8節 避難体制整備計画 略 1 避難誘導体制の構築 (1)～(6) 略 <u>(7) 道及び町は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u> (8) 略 <u>(9) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u> <u>(10) 道と町は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
2-8-3	2 略 3 指定避難所の確保等 (1) 略 (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 ア～ウ 略 (新設) (3)～(7) 略 (新設) (新設)	2 略 3 指定避難所の確保等 (1) 略 (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 ア～ウ 略 <u>エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> (3)～(7) 略 <u>(8) 町は、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅</u>	

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
3-5-11	(1)～(3) 略 (4) 関係機関の連携 町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。	(1)～(3) 略 (4) 関係機関の連携 町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>エ 広域避難についての被災者の意向の把握</u> <u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>キ 広域避難先での継続的な支援</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
3-5-12	11 広域一時滞在 (1) 道内における広域一時滞在 ア～カ 略 (新設)	11 広域一時滞在 (1) 道内における広域一時滞在 ア～カ 略 <u>キ 知事は、上記アに基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞滞在円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからカにより協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。</u>	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
3-5-13	<u>キ</u> 略 (2)～(3) 略 (新設)	<u>ク</u> 略 (2)～(3) 略 (4) <u>関係機関の連携</u> <u>道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。</u> <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>(ア) 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>(イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>(ウ) バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>(エ) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握</u> <u>(オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>(カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>(キ) 広域一時滞在先での継続的な支援</u>	
	第6節～第9節 略	第6節～第9節 略	
	第10節 交通応急対策計画 略	第10節 交通応急対策計画 略	
	1 略	1 略	
	2 交通応急対策の実施	2 交通応急対策の実施	
3-10			

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
3-10-4	(1)～(6) 略	<u>道路啓開については、十勝地方道路啓開計画【初版】（令和5年3月 十勝地方道路防災連絡協議会）に基づき実施する。</u>	う修正
	3 略	<u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	
	4 緊急輸送のための交通規制 略	(1)～(6) 略	
	(1) 略	3 略	
3-14-1	(2) 緊急通行車両の確認手続き ア～エ 略	4 緊急輸送のための交通規制 略	
	オ 事前届出制度の普及等	(1) 略	
	道、町及び地方行政機関は、 <u>発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする</u> など、その普及を図るものとする。	(2) 緊急通行車両の確認手続き ア～エ 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	(3)～(4) 略	オ 発災前確認手続の普及等	
3-14-3	5 略	道、町及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための <u>確認手続を発災前に行うことができる旨</u> 周知を行うとともに、自らも <u>発災前の手続を積極的に行う</u> など、その普及を図るものとする。	
	第11節～第13節 略	(3)～(4) 略	
	第14節 給水計画 略	5 略	
	1 実施責任	第11節～第13節 略	
3-14-3	(1)～(2) 略	第14節 給水計画 略	
	(3) 生活用水の確保	1 実施責任	
	災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。	(1)～(2) 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
	(4) 略 (新設)	(3) 生活用水の確保	

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
3-16-1	第16節 石油類燃料供給計画 略 1～2 略 （新設）	第16節 石油類燃料供給計画 略 1～2 略 3 緊急車両等への優先給油の実施 発災後に中核ＳＳにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。 ・緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両 ・規制除外車両事前届出済証を提示した車両 ・道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車 ・自衛隊車両 ・優先給油対象車両証明書を提示した車両 ・その他、知事が必要と認めた車両	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
3-23-1	第17節～第22節 略 第23節 住宅対策計画 略 1～3 略 4 応急仮設住宅 （新設）	第17節～第22節 略 第23節 住宅対策計画 略 1～3 略 4 応急仮設住宅 (1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。 ア 建設型応急住宅 プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置 イ 賃貸型応急住宅 民間賃貸住宅の提供 (2) 略 (3) 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
3-23-2	(1) 略 (2) 略 (3) 建設型応急住宅の建設 原則として、建設型応急住宅の設置は知事が行う。 (4) 略 (5) 建設予定場所 原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地または私有地とする。 道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 (6) 規模、構造、存続期間及び費用 ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は1戸建てにより実施する。 イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事完了後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。	(4) 略 (5) 建設型応急住宅の建設地、構造等 ・ 原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地または私有地とする。 ・ 道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 ・ 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は1戸建てにより	

頁		現行（令和5年12月）			改正案			備考	
			<u>は、6ヶ月以内)</u>			被服、寝具その他の生活必需品の 給与または貸与	<u>住家の全壊、全焼、流失、 半壊、半焼又は床上浸水、 全島避難等により、生活 上必要な被服、寝具、その 他生活必需品を喪失又は 損傷等により使用するこ とができず、直ちに日常 生活を営むことが困難な 者</u>	市町村	
		学用品の給与	<u>教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内</u>	市町村 市町村		医療	<u>災害により医療の途を失 った者</u>	救護班：道・日赤道支部（た だし、委任したときは市町村）	
		埋葬	<u>10日以内</u>	市町村		助産	<u>災害発生の日以前又は以 後の7日以内に分べんし た者であって、災害のた め助産の途を失った者</u>	救護班：道・日赤道支部（た だし、委任したときは市町村）	
		死体の搜索	<u>10日以内</u>	市町村		被災者の救出	<u>災害のため現に生命若し くは身体が危険な状態に ある者又は生死不明の状 態にある者を搜索し、又 は救出する者</u>	市町村	
		死体の処理	<u>10日以内</u>	市町村・日赤道支部		被災した住宅の応急修理	<u>災害のため住宅が半壊 （焼）又はこれに準ずる 程度の損傷を受け、雨水 の侵入等を放置すれば住 家の被害が拡大するおそ れがある者など</u>	市町村	
		障害物の除去	<u>10日以内</u>	市町村		学用品の給与	<u>災害により住家の全壊 （焼）、流失、半壊（焼） 又は床上浸水による損失 若しくは損傷等により学 用品を使用することがで きず、就学上支障のある 小学校児童、中学校生徒 及び高等学校等生徒（幼 稚園児、専門学校生、大 学生等は対象外）</u>	市町村	
		生業資金の貸与							

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案			備 考						
3-32-4	（新設） （2） 救助に必要とする措置 知事は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより実施するものとし、同法第 23 条の 2、第 23 条の 3 により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。 6 略 第 4 章 災害復旧計画 第 1 節～第 2 節 略 第 3 節 災害応急金融計画 略 1 実施計画 （1）～（4） 略 （5） 被災者生活再建支援金 略 また、町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。 住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真を活用するなど、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めること。	<table><tr><td></td><td><u>の事情により、すでに死亡していると推定される者を検索する</u></td><td></td></tr><tr><td>遺体の処理</td><td><u>災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする</u></td><td>市町村・日赤道支部</td></tr><tr><td>障害物の除去</td><td><u>半壊（焼）又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木当で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者</u></td><td>市町村</td></tr></table> （2） <u>救助の程度、方法及び期間</u> <u>災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第 12 条によるものとする。</u> <u>なお、災害救助法施行細則第 12 条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</u> （3） 救助に必要とする措置 知事は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより<u>公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第 5 条、第 6 条により行う</u>指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。 6 略 第 4 章 災害復旧計画 第 1 節～第 2 節 略 第 3 節 災害応急金融計画 略 1 実施計画 （1）～（4） 略 （5） 被災者生活再建支援金 略 <u>ア</u> り災証明書 町は、被災者生活再建支援		<u>の事情により、すでに死亡していると推定される者を検索する</u>		遺体の処理	<u>災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする</u>	市町村・日赤道支部	障害物の除去	<u>半壊（焼）又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木当で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者</u>	市町村
	<u>の事情により、すでに死亡していると推定される者を検索する</u>										
遺体の処理	<u>災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする</u>	市町村・日赤道支部									
障害物の除去	<u>半壊（焼）又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木当で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者</u>	市町村									

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
5-1-1	町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成すること、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を活用できることとする。 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 総則 この計画は、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）</u>第5条第2項の規程に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 1～2 略 第2節～第9節 略	町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 なお、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を内部で活用できることとする。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 総則 この計画は、<u>日本海溝特措法</u>第5条第2項の規程に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 1～2 略 第2節～第9節 略	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

幕別町水防計画の修正について

1 北海道水防計画の修正に伴う修正

【 第4章 予報及び警報 】

◆第1節 気象庁が行う予報及び警報

北海道水防計画の修正に伴い、「水防活動用警報等の種類」の一覧を修正

◆第2節 洪水予報河川における洪水予報

北海道水防計画の修正に伴い、洪水予報河川における洪水予報の種類及び発表基準を修正（水位の危険度レベルを低い順に変更）

◆第3節 水位周知河川における水位到達情報

北海道水防計画の修正に伴い、水位周知河川における水位到達情報の種類及び発表基準を修正（水位の危険度レベルを低い順に変更）

◆第4節 水防警報

北海道水防計画の修正に伴い、「河川における水防警報（対象：十勝川・札内川・途別川・猿別川）」の一覧を修正

2 その他の修正

- ・水防協力団体の指定に向けて水防協力団体に関する記述の追加（第1章 第3節、第10章 第7節、第17章（新設））
- ・大雨注意報及び大雨警報に係る土壌雨量指数基準の変更に伴い数値の修正（第4章 第1節）
- ・各観測所における計画高水位の変更に伴い数値の修正（第4章 第2節・第4節、第5章 第1節）

幕別町水防計画新旧対照表

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考
	第1章 総 則	第1章 総 則	
	第1節～第2節 略	第1節～第2節 略	
	第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	
	略	略	
	1 略	1 略	
	2 処理すべき事務又は業務の大綱	2 処理すべき事務又は業務の大綱	
1-4	(1) 幕別町の責務	(1) 幕別町の責務	
	①～⑱ 略	①～⑱ 略	
	(新設)	⑲ 水防協力団体の指定・公示（法第36条） ⑳ 水防協力団体に対する監督等（法第39条） ㉑ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条） ㉒ 水防従事者に対する災害補償（法第45 条） ㉓ 消防事務との調整（法第50 条） ※法第15 条の2（地下街等）、第34 条（水防協議会）、第36条（水防協力団体）、第40条（水防協力団体）については、本町において該当しない。	水防協力団体の指定に向けた文言の追加
1-5	(2)～(7) 略	(2)～(7) 略	
	(新設)	(8) 水防協力団体の義務 ① 決壊の通報（法第25 条） ② 決壊後の処置（法第26 条） ③ 水防訓練の実施（法第32 条の2） ④ 業務の実施等（法第36 条、第37条、第38条）	
	3～5 略	3～5 略	
	第2章～第3章 略	第2章～第3章 略	
	第4章 予報及び警報	第4章 予報及び警報	
	第1節 気象庁が行う予報及び警報	第1節 気象庁が行う予報及び警報	
	1 気象台（測候所）が発表又は伝達する注意報及び警報	1 気象台（測候所）が発表又は伝達する注意報及び警報	
	略	略	
4-1	(1) 水防活動用警報等の種類	(1) 水防活動用警報等の種類	
</			

頁	現 行（令和5年12月）	改 正 案	備 考																																		
4-8	(2) 津波の場合 図4-1-2 気象警報等伝達系統図（津波の場合） ※) → は、法定伝達経路	(2) 津波の場合 図4-1-2 気象警報等伝達系統図（津波の場合） ※) → は、法定伝達経路	北海道水防計画の修正に伴う修正																																		
4-9	第2節 洪水予報河川における洪水予報 1 種類及び発表基準 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水位の危険度レベル</th><th>洪水予報の種類</th><th>水位の名称</th><th>発表する情報（予報文の標題）</th><th>発表基準</th><th>町・住民に求める行動等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td><td>洪水警報</td><td>（氾濫発生）</td><td>〇〇川氾濫発生情報</td><td>氾濫の発生</td><td>直ちに安全確保</td></tr> <tr> <td>レベル4（危険）</td><td>洪水警報</td><td>氾濫危険水位</td><td>〇〇川氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に到達</td><td>市町村は避難指示の発令を判断 住民は避難指示の発令に留意し、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断</td></tr> </tbody> </table>	水位の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	町・住民に求める行動等	レベル5	洪水警報	（氾濫発生）	〇〇川氾濫発生情報	氾濫の発生	直ちに安全確保	レベル4（危険）	洪水警報	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達	市町村は避難指示の発令を判断 住民は避難指示の発令に留意し、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断	第2節 洪水予報河川における洪水予報 1 種類及び発表基準 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水位の危険度レベル</th><th>洪水予報の種類</th><th>水位の名称</th><th>発表する情報（予報文の標題）</th><th>発表基準</th><th>町・住民に求める行動等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1</td><td>（発表なし）</td><td>水防団待機水位</td><td>（発表なし）</td><td><u>基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき</u></td><td>水防団待機</td></tr> <tr> <td>レベル2（注意）</td><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意水位（警戒水位）</td><td>〇〇川氾濫注意情報</td><td><</td></tr></tbody></table>	水位の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	町・住民に求める行動等	レベル1	（発表なし）	水防団待機水位	（発表なし）	<u>基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき</u>	水防団待機	レベル2（注意）	洪水注意報	氾濫注意水位（警戒水位）	〇〇川氾濫注意情報	<
水位の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	町・住民に求める行動等																																
レベル5	洪水警報	（氾濫発生）	〇〇川氾濫発生情報	氾濫の発生	直ちに安全確保																																
レベル4（危険）	洪水警報	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達	市町村は避難指示の発令を判断 住民は避難指示の発令に留意し、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断																																
水位の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	町・住民に求める行動等																																
レベル1	（発表なし）	水防団待機水位	（発表なし）	<u>基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき</u>	水防団待機																																
レベル2（注意）	洪水注意報	氾濫注意水位（警戒水位）	〇〇川氾濫注意情報	<																																	

頁	現 行 （令和5年12月）						改 正 案						備 考
					る場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれた場合	し、高齢者以外の住民も避難の準備をしたり自ら避難を判断					水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれた場合	住民は高齢者等避難の発令に留意し、高齢者以外の住民も避難の準備をしたり自ら避難を判断	
	レベル2 （注意）	洪水注意報	氾濫注意水位 （警戒水位）	〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	水防団出動							
	レベル1	（発表なし）	水防団待機水位	（発表なし）		水防団待機							
2 略							レベル4 （危険）	洪水警報	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報	<u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、あるいは急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>	市町村は避難指示の発令を判断 住民は避難指示の発令に留意し、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断	
							レベル5	洪水警報	（氾濫発生）	〇〇川氾濫発生情報	氾濫の発生	<u>災害がすでに発生している状況。直ちに身の安全を確保</u>	

